

君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託を受託する事業者の選定手続きに必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託
- (2) 区域条件等 君津市内
- (3) 業務内容 別紙「君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月26日まで
- (5) 上限額 880,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 君津市空き家調査クラウドシステム賃貸借（※別契約）
 - 使用料上限額 165,000円/月（消費税及び地方消費税を含む）
 - 使用期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

3 選定方法

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 君津市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者
- (2) 令和6・7年度君津市入札参加資格者名簿に次の要件で登載されている者
 - ①登録部門 委託
 - ②大分類 情報処理
 - ③中分類 システム運用

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 過去5年以内で地方公共団体が発注し、すでに完了している以下に記載する同種業務の実績を有し、現在(令和7年1月時点)当該システムが稼働中であること。
- 同種業務…空き家調査クラウドシステムの提供、導入、導入後の保守、運用支援を行った業務

(6) 技術者要件

① 管理技術者

空き家調査クラウドシステムの提供、導入、導入後の保守、運用支援に必要な業務の実績を有すること。

② システム導入担当技術者

空き家調査クラウドシステムの提供、導入の作業実績を有すること。

③ システム保守担当技術者

空き家調査クラウドシステムの導入後の保守、運用支援の作業実績を有すること。

④ その他

管理技術者は、システム導入担当技術者、システム保守担当技術者のいずれかを兼任できるものとする。

5 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期間等
公募の開始	令和7年1月30日(木)から

質問の受付	令和7年1月30日（木）から 令和7年2月3日（月）午後4時まで
質問の回答期限	令和7年2月7日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年2月12日（水）午後4時まで
参加資格審査（書類審査）結果通知	令和7年2月17日（月）通知
企画提案書等の提出期限	令和7年2月21日（金）午後4時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和7年2月26日（水）予定
審査結果通知	令和7年2月28日（金）予定
契約の締結	令和7年3月3日（月）予定

6 参加手続

(1) 参加申込み期限

令和7年1月30日（木）午後13時から

令和7年2月12日（水）午後4時まで

(2) 参加申込方法

①書類の入手方法

君津市ホームページ (<https://www.city.kimitsu.lg.jp/>)

②提出方法及び提出場所

担当課に持参、郵送又は電子メールによるものとし、持参の場合は、平日午前9時から午後4時までに提出すること。郵送の場合は、6（1）の期間内必着とする。

(3) 提出書類

①参加申込書兼誓約書（第1号様式）

②会社概要調書（第2号様式）

③業務実績調書（第3号様式）

記載した実績が確認できるもの。（TECRISまたは契約書の写しなど）

④配置予定技術者調書（第4号様式）

配置予定技術者について作成することとし、技術者の参加資格を証明する資料（実績がわかるもの、資格証の写し等）を添付すること。

(4) 提出部数

1部

(5) 申込みの無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

- ①参加資格のない者が行った申込み
- ②不正な行為による申込み
- ③その他指定した方法以外による申込み

7 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月30日（木）午後13時から令和7年2月3日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

質問書（第5号様式）に記入のうえ、担当課へ持参、電子メールで提出すること。

※電子メールで提出する場合、送信後に確認の電話を入れること。

(3) 回答方法は、市ホームページの掲載により、随時回答する。

なお、質問内容が申込者独自の提案に関わると判断されるものは、当該質問者のみに、電子メールで回答する。

8 企画提案書の作成について

(1) 提出書類

提案者は、次に掲げる書類を提出すること。

① 企画提案書（任意様式） 6部（正本1部・副本5部）

正本のみ提案者名を記載すること。

② 見積書（第6号様式） 1部

君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託の見積額（委託料）及び君津市空き家調査クラウドシステム賃貸借の見積額（月額使用料）

(2) 提出期限

令和7年2月21日（金）午後4時まで

(3) 提出方法及び提出場所

担当課に持参又は郵送によるものとし、持参の場合は、平日午前9時から午後4時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限の午後4時までに

必着とする。

(4) 企画提案書等の作成の注意事項

①企画提案書の作成について

任意様式、A4サイズとする。文字の大きさは11ポイント以上で作成することとする。なお、やむを得ないページのみA3サイズを認める。

②業務実施方針及び手法等について

ア 次に掲げる事項については、必ず記載すること。

- ・ 業務実施方針及び手法、業務工程計画。
- ・ 空き家調査クラウドシステム導入に向け、想定される課題と対応策。
- ・ 空き家調査クラウドシステム運用に向け、想定される課題と対応策。

イ 本業務の仕様書に定めのない、追加の提案があれば自由に記載すること。※この提案は本業務費用に含むものとする。

ウ 提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと（プレゼンテーションにおいても同様）。

10 審査方法

本業務委託の受託者の審査選定にあたっては、選定委員会を設置し、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れた提案を行ったものを契約候補者として選定する。また、次点候補者も併せて選定する。

(1) 書類審査

- ・審査方法は、参加申込み者から提出された書類の書面審査とする。
- ・なお、参加申込書の提出者が6以上の場合には、参加資格要件を確認するとともに、次の評価基準により審査し、5者程度を選定する。
- ・配点は、下記表のとおり

評価区分		評価項目	配点
企業の評価		同種業務の実績の件数	30
技術者の評価	管理技術者	同種業務の実績の件数	30

(2) 提案（プレゼンテーション）審査

- ・審査方法は、プレゼンテーション方式とし、審査基準に基づき審査する。
- ・プレゼンテーションは、対面方式を予定しているが、事情によりweb会議アプリケーションを用いた方法等に変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションの配分時間は、提案内容に係るプレゼンテーション20分以内、その後、提案に対する質疑応答10分程度、1提案者につき30分程度とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は、本業務を実際に担当する者が行い、予定管理技術者を含め3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、大型モニター、電源コードリールについては、市で用意する。

・配点は、下記表のとおり

評価区分	評価基準		配点
技術提案	理解度	社会における空き家、空き家対策の現状を踏まえ、本業務の背景、目的及び業務内容を十分理解できているか。	20
	実施手順	業務の工程が明確に示されているか。また適正であるか。	20
	空き家調査クラウドシステム導入に向けた検討	空き家調査クラウドシステム導入の検討にあたり想定される課題と対応策が示されているか。また妥当であるか。	40
	空き家調査クラウドシステム運用に向けた検討	持続的な運用にあたり想定される課題と対応策が示されているか。また妥当であるか。	40
	追加の提案	仕様書に定めのない追加提案があり、それが具体性、実現性のある有益なものであるか。 ※この提案は本業務費用に含むものとする。	20
	プレゼンテーション	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲を感じるか。	20
見積金額 (君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託の見積額と君津市空き家調査クラウドシステム使用料見積額3年間の合計額)		配点×全体の最低見積金額÷見積金額(少数点以下切り捨て)	20

1 1 契約候補者の選定

- ・ 候補者、次点候補者の決定方法は、書類審査と提案（プレゼンテーション）審査の合計点数が最も高い者を候補者として選定し、次点の者を次点候補者とする。
- ・ 最低基準点は、合計点数の満点の6割（点）とする。
- ・ 参加者が1者の場合は、書類審査と提案（プレゼンテーション）審査の合計点数が、最低基準点を上回った場合は、候補者とする。
- ・ 最高得点者が2者以上の場合は、提案（プレゼンテーション）審査の点数が高い者を選定し、提案審査の点数が同点の場合は、見積金額（君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託と君津市空き家調査クラウドシステム使用料見積額3年間の合計額）の低い者を選定する。提案価格が同じ場合は、くじにより選定する。

1 2 審査結果の通知・公表

- ・ 書類審査通過者には、書面にて書類審査の可否を通知する。
- ・ 契約候補者決定の通知は、書面にて決定の有無を通知する。
- ・ 審査結果については、市のホームページに掲載する。

1 3 契約

- ・ 候補者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、候補者が辞退した場合、又は失格等の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。

1 4 事業者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額が委託上限額を超えている場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為があったと

認められる場合。

1 5 その他事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸経費は、すべて参加者側の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する際は、参加辞退届出書（第7号様式）を提案すること。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、君津市が必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年条例第1号）等に基づき、企画提案書等を開示することがある。
- (7) 提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、君津市に帰属するものとする。
- (8) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
- (9) 君津市から提供した資料は、参加に関わる検討以外で使用してはならない。
- (10) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (11) 本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (12) 企画提案書の内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

1 6 担当課

君津市建設部建築課

〒299-1192 君津市久保2-13-1

TEL 0439-56-1621（直通） FAX 0439-56-1626

e-mail kenchiku@city.kimitsu.lg.jp